



鳥労発基 0610 第 13 号

平成 27 年 6 月 10 日

関係団体の代表者 殿

鳥取労働局長

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

日頃から、労働基準行政の推進に格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）に定める墜落防止措置に加えて、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成 24 年 2 月 9 日付け基安発 0209 第 2 号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」の別紙。以下「旧要綱」という。）に基づき、その徹底を図っていただいているところです。

今般、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」において取りまとめられた報告書（平成 26 年 11 月）を踏まえ、平成 27 年 3 月 5 日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 30 号。以下「改正省令」という。）が公布され、平成 27 年 7 月 1 日から施行されることから、これに併せて、旧要綱についても別紙のとおり改正されました。

足場からの墜落・転落による労働災害の多くは、安衛則で定められている墜落防止措置が適切に実施されていない足場で発生したものであり、法定事項の遵守徹底が必要ですが、労働災害の一層の防止を図るためには、法定事項の遵守徹底はもとより、組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い「手すり先行工法」や通常作業時の墜落防止措置として取り組むことが望ましい「より安全な措置」等の設備的対策、小規模な場合も含めた足場の組立図の作成、足場点検の客観性・的確性の向上、足場の組立て等作業主任者の能力向上や足場で作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚などの管理面や教育面の対策について進めていく必要があります。

つきましては、貴団体の会員事業場等に対し、改正省令とともに別紙の新たな要綱についても周知していただき、足場からの墜落・転落災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

併せて、平成 27 年度全国安全週間実施要綱においては、全国安全週間及び準備期間中に実施する特別重点事項として、足場等に係る安衛則への対応状況の確認が掲げられていますので、別添の自主点検表を活用いただき、全国安全週間の趣旨に沿った取組を展開していただきますようお願い申し上げます。



(別紙)

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

第1 目的

足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」において取りまとめられた報告書を踏まえ、平成27年3月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第30号。以下「改正省令」という。）が公布され、平成27年7月1日から施行されることとされた。

当該報告書では、足場からの墜落・転落による労働災害の多くは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で定められている墜落防止措置が適切に実施されていない足場で発生したものであり、法定事項の遵守徹底が必要であるが、これに加えて、組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い「手すり先行工法」や通常作業時の墜落防止措置として取り組むことが望ましい「より安全な措置」等の設備的対策、小規模な場合も含めた足場の組立図の作成、足場点検の客観性・的確性の向上、足場の組立て等作業主任者の能力向上や足場で作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚などの管理面や教育面の対策を進めていくことが労働災害防止上効果的であると提言されたところである。

本要綱では、上記の結果を踏まえ、改正省令による改正後の安衛則における墜落防止措置と併せて実施すべき対策を、足場に関する各作業段階に応じてまとめることで、足場からの墜落・転落災害の一層の防止に資することを目的とする。

第2 足場からの墜落・転落災害（休業4日以上の死傷災害）発生状況の概要

1 労働災害発生件数の推移

ア 建設業における労働災害は平成23年以降、増加・高止まりしており、そのうち墜落・転落による災害も同様の傾向となっている。

イ 平成23年以降、墜落・転落災害のうち、足場からによるものが占める割合は、死傷災害で約15%、死亡災害で約18%となっている。

2 災害発生状況

平成21年度から平成23年度までに発生した足場からの墜落・転落災害を分析すると以下のとおりである。

（1）発生業種

死亡災害、死傷災害ともに、約9割を建設業が占めている。特に、「鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事業」、「木造家屋建築工事業」の2業種で建設業全体の半数以上を占めている。

（2）墜落箇所の高さ

墜落箇所の高さについては、安衛則上、墜落防止措置が義務づけられている2メートル以上の箇所からの墜落が死亡災害の大多数であり、死傷災害においても約6割を占めているが、2メートル未満の箇所からの墜落により被災している場合も多いこと

にも留意する必要がある。

(3) 墜落時の作業の状況

墜落時の作業の状況についてみると、組立・解体時の割合が3割（うち、「最上層からの墜落」が7割）、通常作業時が約5割、移動・昇降時が約2割となっている。

特に、死亡災害についてみると、組立・解体時の最上層からの墜落によるものが約4割となっていて、一度被災すると死亡に至るおそれも高い。

(4) 墜落防止措置や不安全行動等の状況

足場からの墜落・転落災害の約9割は安衛則で定められている墜落防止措置（改正省令による改正前の安衛則第563条第1項第3号及び第564条第1項第4号に基づく措置）が適切に実施されていない足場で発生している。安衛則で定められている墜落防止措置を適切に実施した足場において発生した災害についても、その大半に足場から身を乗り出して作業を行うなどの不安全行動や床材や手すりの緊結が不十分であるなどの構造上の問題が認められる。

第3 足場に関する各作業段階において留意すべき事項

足場からの墜落・転落災害の防止に当たっては、次の①から④の点に留意した上で、安衛則に基づく措置を徹底するとともに、後記1から6までに掲げる墜落防止措置を講じること。

- ① 各現場の実情に応じた安全対策を設計、計画の段階から検討する必要があること。
- ② 対策の検討に当たっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第28条の2第1項に基づく危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の観点を踏まえ、実際に足場上で行われている労働者の作業の実態等を十分に踏まえたものとすること。
- ③ 対策の検討に当たっては、作業性の低下や不安全行動等による新たなリスクの誘発等が生じないよう、本質的な安全対策を優先的に採用するよう努めること。
- ④ 検討した対策については適切な管理のもと、総合的にこれらを実施することが効果的であること。

1 足場を使用して作業を行う建築物、構築物等の設計・計画段階における留意事項

工事の対象となる建築物、構築物等の設計においては、足場上での高所作業ができるだけ少なくなるような工法を採用するよう努めること。

2 足場の設置計画段階における留意事項

(1) 足場の組立図の作成

足場からの墜落防止のための手すり等の機材の設置、足場の点検等が的確に実施されるために、足場の高さ等によらず、組立て作業に着手する前に、足場の組立図を作成し、関係労働者に周知すること。

(2) 足場の組立て等の際の墜落防止措置

- ア 高所での組立・解体作業を必要としない「移動昇降式足場」や、高所での組立・解体作業が従来より大幅に少なくて済む「大組・大払工法」の採用に努めること。
- イ つり足場など、組立て、解体又は変更（以下「組立て等」という。）の際ににおける墜落・転落災害のリスクが高い足場については、組立て等の際に足場上での作業を必要としないゴンドラや高所作業車を用いた工法の採用についても検討すること。
- ウ つり足場、張出し足場又は高さが2メートル以上の構造の足場の組立て等の作業を行う場合は、安衛則第564条第1項第4号に基づき、40センチメートル以上の作業床及び安全帯を取り付けるための設備（以下「安全帯取付設備」という。）を設置すること。安全帯取付設備とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することなく、衝突面等に達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるものであること。
- エ 組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い工法として、平成21年4月24日付け基発第0424001号の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく「手すり先行工法」を積極的に採用すること。

なお、平成27年3月31日付け基発0331第9号では、上記ウで安全帯取付設備を設置する場合には、足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導することとされている。

（3）通常作業時等における墜落防止措置

- ア 足場上で行われる各種作業について、リスクアセスメントを実施し、その内容を踏まえた墜落防止措置を採用すること。
- イ 安衛則第563条第1項第2号のハに基づき、床材と建地との隙間は12センチメートル未満とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、防網を張る等墜落による労働者の危険を防止する措置を講じたときは、適用されないこと。
(ア) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合
(イ) 曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合等、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

また、はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造の鋼管用足場の部材で、平成27年7月1日現にあるものが用いられている場合は適用されないこと。

なお、これらの場合も含めて、別添に掲げる「より安全な措置」の1(2)を積極的に採用すること。

- ウ 手すり等の墜落防止措置については、安衛則第563条第1項第3号に基づく措置に加えて、別添の1(1)に掲げる「より安全な措置」を積極的に採用すること。特に、

幅木等及び上さんについては次のエ及びオの措置を講ずること。

なお、「より安全な措置」には、別添の1(1)に掲げる措置に限らず、足場上での作業の状況や現場の実情に応じて「防音パネル」や「ネットフレーム」、「金網」等を用いてこれらの措置と同等の墜落防止効果が得られるような場合も含まれるものであること。

エ 足場の建地の中心間の幅が60センチメートル以上の場合に、墜落防止措置及び飛来落下防止措置として、足場のうち軸体の反対側（以下「後踏側」という。）（荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除く。）には次の措置を講ずること。

(ア) わく組足場においては、下さんの代わりに、高さ15センチメートル以上の幅木を設置すること。なお、この場合に、交さ筋かいの下の隙間をより小さくする観点から、より高い幅木を設置すること。

(イ) わく組足場以外の足場においては、手すり及び中さんに加えて幅木等を設置すること。

オ わく組足場の後踏側（荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除く。）には、交さ筋かい及び下さんに加えて上さんを設置すること。

カ 足場の昇降設備については、安衛則第526条や第552条に照らし適切なものとし、計画段階においては、足場上での作業状況を踏まえ、適切な位置に適切な数の設備が設置されるよう配慮すること。

また、通常の「昇降階段」の設置が困難な場合には、ハッチ式の床付き布わくと昇降はしごを組み合わせた昇降設備を設置する等により、「足場の外側をよじ登る」、「昇降禁止の場所から足場の外側を伝って降りる」等の「不安全行動」を誘発させないものとすること。

3 足場の組立て等の作業段階における留意事項

(1) 足場の組立て等に係る作業手順の作成及びこれに基づく作業の実施

ア 上記2により作成した足場の設置計画及び足場の組立図をもとに、足場の組立て等の作業に当たっての具体的な作業手順を定め、労働者に周知し、これに基づく作業を徹底させること。なお、作業手順には、安衛則第564条第1項第1号に掲げる事項のほか、設置する足場の種類に応じた組立方法など足場の組立て等の作業に当たって必要な事項を含めること。

イ 作業手順については、作業進行によって発生する問題点や現場の実情を踏まえ、必要に応じこれを見直すこと。

(2) 作業主任者

ア 高さ5m以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「足場の組立て等作業主任者」（以下「作業主任者」という。）を選任し、安衛則第566条各号に定める事項を行わせること。

イ 特に、足場の組立て等作業時の墜落・転落災害では、安全帯を着用していたにも関わらず、これを使用していなかったために墜落した事案が多数認められており、

また、安衛則第 564 条第 1 項第 4 号のロで、安全帯取付設備等の設置等が新たに規定されたこと等から、作業主任者には安衛則第 566 条第 4 号に基づき、安全帯の使用状況の監視等を徹底させること。また、使用させる安全帯については、同条第 2 号に基づき、作業主任者にその機能の点検等を行わせること。

ウ 高さ 5 m に満たない足場の組立て等の作業に当たっても、安衛則第 529 条に基づき、作業を指揮する者を指名し、上記に準じた事項を行わせること。

(3) 安全帯取付設備等の設置及び安全帯の使用

ア 安衛則第 564 条第 1 項第 4 号のロに基づき、安全帯取付設備等を設置し、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。安全帯取付設備には、2 (2) のウに示す安全帯取付設備の要件を満たす手すり、手すりわく及び親綱が含まれ、さらに、建わく、建地、手すり等も当該要件を満たす設備として利用できる場合があること。

イ 足場の組立て等作業時の墜落・転落災害の中には、安全帯は使用していたものの、その掛け替え時に墜落した事案が散見されるため、足場の組立て等作業時においては「安全帯の二丁掛」を基本とすること。

ウ 特殊な形状の足場の組立・解体や、建物や足場の形状から墜落時に労働者の救出に時間を要する場所での作業においては、原則としてハーネス型安全帯を使用すること。

(4) 手すり先行工法

ア 「手すり先行工法」を用いた足場の組立て等の作業を行う場合には、上記 (1) により作成する作業手順はガイドラインを踏まえた適切な内容とすること。

イ 手すり先行工法による足場の組立ては、足場の後踏側のみに採用されることが多いことから、足場の軸体側からの墜落防止のために安全帯を使用すること。なお、先行手すり部材に安全帯を取り付ける場合には、足場上での移動に伴い、安全帯の掛け替えが生ずるため、上記 (3) に示した「安全帯の二丁掛」を基本とすること。

(5) 足場の点検

ア 墜落防止措置も含め、適切に計画された足場が計画どおりに設置されていることを確認することは、足場の組立て又は変更後に足場上で作業を安全に行う上で極めて重要な事項である。事業者は、足場の組立て等の後には安衛則第 567 条第 2 項に基づき、足場の点検及び補修を実施するとともに、その結果について記録・保存を行うこと。

イ 元方事業者等の注文者は、足場の組立て等の後に請負人の労働者にこれを使用させる時は、作業を開始する前に、安衛則第 655 条第 1 項第 2 号に基づき、足場の点検及び補修を実施するとともに、その結果について記録・保存を行うこと。

ウ 上記ア及びイの点検実施者は、別添の 3 (2) に掲げる者等十分な知識・経験を有する者を指名するとともに、点検に当たっては足場の種類に応じたチェックリストを作成の上、これを活用すること。

エ 上記ア及びイの点検実施者は、足場の組立て等の作業に直接従事した者、当該作業の作業主任者及び作業指揮者等の当事者以外の者とすること。

ただし、従業員数の少ない事業者又は注文者にあっては、足場の組立て等の作業に係る当事者以外には、足場の点検に関する十分な知識・経験を有する者が確保できない場合も考えられる。この場合には、足場の組立て等に係る当事者に足場の点検を実施させても差し支えないこと。

また、事業者及び注文者の双方が点検を行う場合には、事業者の点検は、足場の組立て等の作業に係る当事者に点検を実施させても差し支えないが、その場合も、事業者による点検は確実に行われるべきであること。

4 足場上で作業を行う段階における留意事項

(1) 足場上で作業に係る作業計画の作成及びこれに基づく作業の実施

ア 足場上で行われる作業に係る作業計画の作成に当たっては、①足場上での作業箇所や作業範囲、②作業に伴う手すり等の取り外しの有無及びその際の作業方法、③取り外した手すり等の復旧等に関する内容を含めることとし、当該作業計画に基づく作業を徹底すること。

イ 足場からの墜落・転落災害では、資材の運搬等の際に手すり等を取り外し、又は手すり等から身を乗り出して作業を行っていた際に墜落した事案が複数認められるため、上記の作業計画の作成に当たっては、手すり等の取り外しや身を乗り出しての作業を行う必要がないような作業方法の採用を検討すること。

ウ 設置された足場上で作業を行った場合において、①不安全行動や無理な姿勢となることが想定される場合、②作業計画では想定していなかった手すり等の取り外しを行う場合等については、特定元方事業者の担当者や職長等当該足場を使用する労働者の責任者に報告されることとし、労働者個人の判断でこれを行わせないよう徹底すること。

(2) 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合

ア 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合には、安衛則第563条第3項第1号に基づき、安全帯取付設備等を設置し、労働者に安全帯を使用させる又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。また、同項第2号に基づき、その箇所で作業を行う者、作業を指揮する者等の関係者以外の労働者の立ち入り禁止措置を講ずることにより、作業と関係のない労働者が通行することによる墜落の危険を防止すること。

イ 臨時に取り外した手すり等については、安衛則第563条第5項に基づき、上記(1)により作成した作業計画に即して、その必要がなくなった後、直ちに元の状態に戻すとともに、これが確実に行われていることを職長等当該足場を使用する労働者の責任者に確認されること。

(3) 安全帯の使用

労働者に安全帯を使用させる場合には、上記3(3)のイ及びウに準じ、安全帯を二丁掛することや建物や足場の形状から墜落時に労働者の救出に時間を要する場所での作業においては、原則としてハーネス型安全帯を使用すること。

(4) 足場の点検

- ア 作業開始前には、安衛則第 567 条第 1 項に基づき、手すりや交さ筋かい等の取りはずしや脱落の有無について点検及び補修を実施すること。なお、つり足場以外の足場についても、必要に応じ、安衛則第 567 条第 2 項各号に掲げる足場の構造等に関する事項について併せて確認し、問題が認められた場合には補修を行うこと。
- イ 点検実施者については、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

5 安全衛生教育における留意事項

(1) 足場の組立て等の作業に係る特別教育の実施

足場の組立て等の作業に就く労働者に対して、足場及び作業の方法に関する知識、工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識、労働災害防止に関する知識及び関係法令について安衛則第 36 条に基づく特別教育を実施すること。

(2) 足場の組立て等作業主任者能力向上教育

足場の組立て等作業における墜落・転落災害では、作業主任者が職務を適切に実施していたと認められないものが多いことから、作業主任者の職務に関する能力の向上を図り、職務が徹底されるよう、安衛法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を定期的に受講させることに努めること。

(3) 足場の作業に就く労働者に対する安全衛生意識の高揚

安全帯の使用等の墜落防止措置のポイントや不安全行動等を伴う災害事例を説明する等により、安全衛生意識の高揚に努めること。

6 その他

(1) 足場の作業床の常時有効な状態の確保

足場の作業床上に資材や工具が散逸していることは、物体の落下による危険のみならず、労働者がつまずくことによる墜落も懸念されるため、足場の作業床上で作業を行うに当たっては、資材や工具の整理整頓に努め、作業床を常時有効な状態にしておくよう努めること。

(2) 労働者の健康管理等

猛暑による疲労の蓄積や睡眠不足等が足場上での作業に影響を及ぼすことも懸念されるため、健康管理の徹底を図るとともに、朝礼時における点呼等により健康状態の把握に努め、必要に応じ、作業配置の見直しを行うことなどについても配慮し、足場からの墜落・転落災害の防止に努めること。

第4 各主体における留意事項

1 建設工事の発注者が留意すべき事項

建設工事の発注に当たっては、上記第 3 の 1 に掲げるとおり、足場上での高所作業ができるだけ少なくなるような工法を採用するよう努めるとともに、足場からの墜落防止

対策に必要な経費についても配慮すること。

2 特定元方事業者が留意すべき事項

ア 特定元方事業者については、安衛法第31条に基づき、自ら使用する労働者の墜落・転落災害防止の観点のみならず、注文者の立場として各種の措置が義務付けられていることを踏まえ、上記第3の2から6に掲げる各作業段階に応じた墜落防止措置の実施に留意するとともに、関係請負人が下記3及び4に掲げる措置を講ずるために必要な経費についても配慮すること。

イ 特定元方事業者以外の元方事業者についても、上記に準じた対策を行うこと。

3 足場を設置する事業者が留意すべき事項

ア 足場の設置計画の作成、足場の組立て等の作業の実施に当たっては、上記第3の2に掲げる設計計画段階における事項及び3に掲げる足場の組立て等の作業段階における事項、並びに5(1)及び(2)に掲げる安全衛生教育における事項に留意すること。

イ 建設工事のように複数の事業者が同一の足場を使用することが想定される場合には、必要に応じ、足場上で作業を行う事業者とも協議の上、作業の実情に応じた足場の設置に努めること。

4 足場を設置する事業者以外の事業者が留意すべき事項

労働者に足場上で作業を行わせる際には、足場を設置する事業者でなくとも安衛則第563条第1項第3号、安衛則第567条等に基づく措置の実施義務があることから、上記第3の4に掲げる足場上で作業を行う段階における事項及び5(3)に掲げる労働者の安全衛生意識の高揚に留意すること。また、足場の墜落防止措置等に問題が認められた場合には、元方事業者と協議の上、必要な措置を講ずること。

5 足場に関連した作業を行う労働者が留意すべき事項

ア 足場からの墜落防止措置は、労働安全衛生法令上、事業者に実施義務があるが、事業者から安全帯の使用を命ぜられた場合等には、労働者はこれに従う義務があることに留意すること。

イ 足場からの墜落・転落災害については、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業があった場合には、安衛則に基づく措置を実施しているにも関わらず被災している事例が散見されることに留意の上、定められた作業計画、作業手順等に基づき作業を行うこと。

6 労働災害防止団体、関係業界団体及び安全衛生教育機関が留意すべき事項

ア 労働災害防止団体、関係業界団体は上記に掲げる事項を各事業者が適切に実施できるよう、各種の指導・援助を実施すること。また、安全衛生教育機関は、足場の組立

て等作業に係る特別教育を事業者に代わって実施する場合には、これを計画的に実施すること。

イ 足場からの墜落・転落災害の9割以上に安衛則に基づく墜落防止措置の不備が認められることから、あらゆる機会を捉え、法令の周知徹底を行うこと。

7 足場機材メーカーが留意すべき事項

ア 足場ユーザーの要望を踏まえた適切な機材の開発に努めること。
イ 必要とされる足場機材の安定供給に努めること。

8 行政が留意すべき事項

ア 建設現場等足場が設置されている事業場等に対する個別指導や集団指導等の際はもとより、足場の設置計画の受理時、労働者死傷病報告の受理時等あらゆる機会を捉え、事業者に対して上記内容に基づく指導を徹底すること。

イ 労働災害防止団体、関係業界団体等と連携し、足場からの墜落・転落災害防止対策の更なる推進を図るとともに、中小建設事業者等が施工する建設現場に対する指導・支援を行うことにより、安全な足場の一層の普及を図ること。

ウ 発注者における足場からの墜落防止措置等の安全衛生経費（一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な経費を含む。）の積算計上、元請事業者が請負人に示す見積条件において墜落防止措置の実施者・経費負担者の明確化、請負契約における当該経費の明示について周知啓発を図ること。

(別添)

安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について

1 足場からの墜落災害防止に関する「より安全な措置」について

(1) 足場からの墜落災害を防止するため、以下の措置を講じることが「より安全な措置」であること。

① わく組足場にあっては、次のような措置を講じること。

a 交さ筋かい及び高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん若しくは高さ 15 センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備に加え上さんを設置すること。

b 手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置すること。

② わく組足場以外の足場にあっては、次のような措置を講じること。

手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。

(2) 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地（脚柱）とすき間をつくらないように設置すること。

2 手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用

足場の組立て、解体時及び使用時の墜落災害を防止するため、平成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424001 号「手すり先行工法に関するガイドライン」についてにおいて示された「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。

3 足場等の安全点検の確実な実施

(1) 足場等の点検（「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく点検を含む。）に当たっては、資料に示す足場等の種類別点検チェックリストの例を参考に使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。

(2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名すること。

(3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

足場に係る労働安全衛生規則の改正事項(平成27年7月施行)等自主点検表

◎は改正労働安全衛生規則に定める措置、その他は改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」により推進する措置です。点検事項ごとに措置が「適」になっているか確認してください。

(特に、◎が適となっていない場合は速やかに是正してください。)

点検事項		該当	措置	備考
1 設 計	(1) 足場の組立図を作成しているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
	(2) ◎ 床材と建地との隙間は12センチメートル未満になっているか。 ◎ 作業の性質上この要件を満たすことが困難な場合など※ ¹ に、その箇所に防網を張る等しているか。 → 困難な場合 ()	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	講ずる措置 <input type="checkbox"/> 防網 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(3) <わく組足場> 足場の建地の中心間の幅が60センチメートル以上の場合、足場の後踏側(軸体と反対側)に「15センチメートル以上でできるだけ高い幅木」を設けているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
	(4) <わく組足場> 足場の後踏側に「上さん」を設置しているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
	(5) <わく組足場以外の足場> 足場の建地の中心間の幅が60センチメートル以上の場合、足場の後踏側に「幅木等」を設置しているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
	(6) ◎ 建地の最高部から測って31メートルを超える部分の建地の鋼管が1本である場合、設計荷重が建地の最大使用荷重を超えていないか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
2 組 立 て 等	(1) ◎ 幅40センチメートル以上の作業床を設けているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
	(2) ◎ 安全帯を取り付けるための設備等※ ² を設け、労働者に安全帯を使用させているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	講ずる措置 <input type="checkbox"/> 手すり等 <input type="checkbox"/> その他 ()
3 通 常 作 業	(1) ◎ 作業の必要上臨時に手すり等を取り外す場合、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこととしているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
	(2) ◎ 作業の必要上臨時に手すり等を取り外す場合、取り外す必要がなくなった後、直ちに原状に戻しているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
4 点 検	(1) -1 ◎ <注文者の場合> 請負人の労働者に足場を使用させる時に、足場の組立て等の後の点検を実施しているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
	(1) -2 足場の組立て等作業主任者であつて、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者等の十分な知識、経験を有する者※ ³ が点検しているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
	(1) -3 足場の組立て等の当事者以外が点検しているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
5 特 別 教 育	(1) -1 ◎ 足場の組立て等の業務に初めて就かせる労働者に特別教育を実施しているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	
	(1) -2 ◎ 平成27年7月1日時点で現に足場の組立て等の業務に就いている労働者には、2年内に特別教育を実施することになっているか。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	

記入要領

- 1 「該当」及び「措置」の欄には「有・無」あるいは「適・否」のいずれかに「レ」を付すこと。
- 2 1 (2)「点検事項」欄の下欄の括弧内に困難な場合を具体的に記入すること
- 3 1 (2)下欄及び2 (2)について、「備考」欄の講ずる措置は当てはまるものに「レ」を付すこと。また、その他の場合は括弧内に具体的に記入すること。

※1 「困難な場合など」について

次の場合が該当すること。

(1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合

(2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

また、はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造の鋼管用足場の部材で、平成27年7月1日現にあるものが用いられている場合は適用されないこと。

※2 「安全帯を安全に取り付けるための設備等」について

「安全帯を安全に取り付けるための設備」とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落する事なく、衝突面等に達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるもので、このような要件を満たすように設計され、当該要件を満たすように設置した手すり、手すりわく及び親綱が含まれること。

「安全帯を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、建わく、建地、手すり等を、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれること。

※3 「十分な知識、経験を有する者」

他に、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者が挙げられること。

足場等の種類別点検チェックリスト () 足場用一(注1)

足場等点検チェックリスト

工事名 () 事業場名 () 点検者職氏名 () 点検日 () 年月日
 点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細)
 足場等の用途、種類、概要 () (注4) () (注5)

点検事項(注6)	点 檢 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備)の取外し及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

(注 1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注 2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第 567 条第 3 項、第 575 条の 8 第 3 項、第 655 条第 2 項及び第 655 条の 2 第 2 項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注 3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注 4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第 567 条第 2 項及び第 665 条第 2 項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注 5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。

(注 6)

点検事項は、労働安全衛生規則第 567 条第 2 項の第 1 号から第 9 号及び第 665 条第 2 項の第 1 号から 9 号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注 7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者、注文者、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注 8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注 9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注 10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注 11)

手すり、中さん等の足場用墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

点検の内容例 一わく組足場用-

点検事項	点 檢 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は 12 センチメートル未満（※）か ⑤床付き布枠は建わくに隙間なく設置されているか ⑥・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか ⑤・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント、アームロック）に損傷、腐食はないか ③・・・・・・
4 足場用墜落防止設備の取外し及び取外し脱落の有無	①交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の脱落はないか ③交さ筋かいピンは確実にロックされているか ④交さ筋かいは全層全スパン両面に設置されているか ⑤妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑥・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり網で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	①交さ筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建てわく、布わく、交さ筋かいに変形、損傷はないか ②・・・・・・
9 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※

1 ④は次の場合であって、床材と建地との隙間が 12 センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が 24 センチメートル未満の場合

(2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を 24 センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

点検の内容例 一単管足場用

点検事項	点 檢 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は腕木にゴムバンド等で確実に固定されているか ④床材と建地の隙間は 12 センチメートル未満（※）か ⑤床材は建わくとの間に隙間をつくらないよう設置されているか ⑥
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、単管ジョイント等で確実に接続されているか ③布、腕木は専用繋結金具で確実に取り付けられているか ④建地、布、腕木の取付部に緩みはないか ⑤
3 繋結材及び繋結金具の損傷及び腐食の状態	①繋結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント等）に損傷、腐食はないか ③
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は 計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは 85 (90) センチメートル以上か ⑤中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か ⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で繋結されているか ⑤防網はつり綱で確実に繋結されているか ⑥
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで繋結されているか ⑤
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで繋結されているか ⑤
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②
9 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※

1 ④は次の場合であって、床材と建地との隙間が 12 センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が 24 センチメートル未満の場合

(2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を 24 センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

点検の内容例 一くさび緊結式足場用一

点検事項	点 檢 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	(1)床材の取付状態は計画通りか (2)床材は変形したり、損傷していないか (3)床付き布わくは外れ止めが確実にロックされているか (4)床材と建地の隙間は 12 センチメートル未満(※)か (5)床材は建地との間に隙間をつくらないよう設置されているか (6)
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	(1)建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか (2)建地は、抜け止めピン等で確実に接続されているか (3)布のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか (4)腕木のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか (5)建地、布、腕木の取付部に緩みはないか (6)
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	(1)緊結金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか (2)縦手金具(ジョイント等)に損傷、腐食はないか (3)
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	(1)手すり、中さん、幅木等の取付状態は 計画通りか (2)手すり、中さん、幅木の脱落はないか (3)手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか (4)手すりの高さは 85 (90) センチメートル以上か (5)中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か (6)妻面に手すり及び中さんは設置されているか (7)
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無	(1)幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか (2)幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか (3)幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか (4)メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか (5)防網はつり綱で確実に緊結されているか (6)
6 脚部の沈下及び滑動の状態	(1)ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか (2)敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか (3)ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか (4)根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか (5)
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	(1)筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか (2)筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか (3)専用の壁つなぎ用金具が使用されているか (4)控えはクランプで緊結されているか (5)
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	(1)建地、布、腕木に変形、損傷はないか (2)
9 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※

1 (4)は次の場合であって、床材と建地との隙間が 12 センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が 24 センチメートル未満の場合

(2)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を 24 センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

また、はり間方向における建地の内法幅が 64 センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造の鋼管用足場の部材で、平成 27 年 7 月 1 日現にあるものが用いられている場合は適用されないこと。

点検の内容例 一つり（棚）足場用一

点検事項	点 檢 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は根太、つり桁に番線等で確実に固定されているか ④床材は、隙間なく設置されているか ⑤·····
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①根太、つり桁の設置状態は計画通りか ②根太はつり桁に緊結金具等で確実に固定されているか ③根太、つり桁に変形、損傷、腐食はないか ④·····
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②·····
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木（側板）の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは 85 (90) センチメートル以上か ⑤中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か ⑥·····
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無	①幅木（側板）、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥·····
6 脚部の沈下及び滑動の状態	
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	①筋かい、控え、振れ止めの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、振れ止めは取り外されていないか ③·····
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	
9 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	①チェーンリンク等のつり部材、つり元金具、フックに亀裂、変形、腐食はないか ②つりチェーン間隔は設計どおりか ③つり金具はつり桁と確実に固定されているか ④·····

足場を使用する事業者・建設業などの元請事業者の皆さんへ

足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

<改正のあらまし>

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2

- ◆足場材の繋結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全帯取付設備を設置し、労働者に安全帯を使用させてください。

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」 ▶P7



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

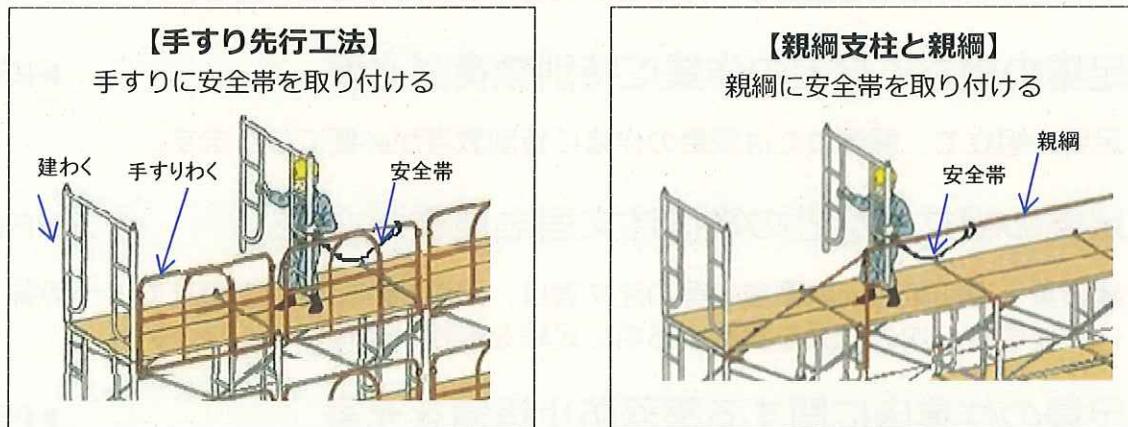
(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全帯取付設備の設置など
つり足場、張出し足場、高さが2m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業を行うときは、次の措置がいずれも必要です。

- ①困難な場合※¹を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ②安全帯を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全帯を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狹小な場所や昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けるとき、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

安全帯を安全に取り付けるための設備（安全帯取付設備）

安全帯取付設備とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるもののことです。このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親綱が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。



▶墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。
足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

〈留意点〉

安全帯取付設備などを設置し、労働者に安全帯を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

(2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用されること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことと、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3時間	1時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1時間30分	45分
4 関係法令	1時間	30分

▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

–経過措置–

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事が終了するまでの間、保管してください。
※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

<留意点>

足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュー・シート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュー・シートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

作業構台の場合：

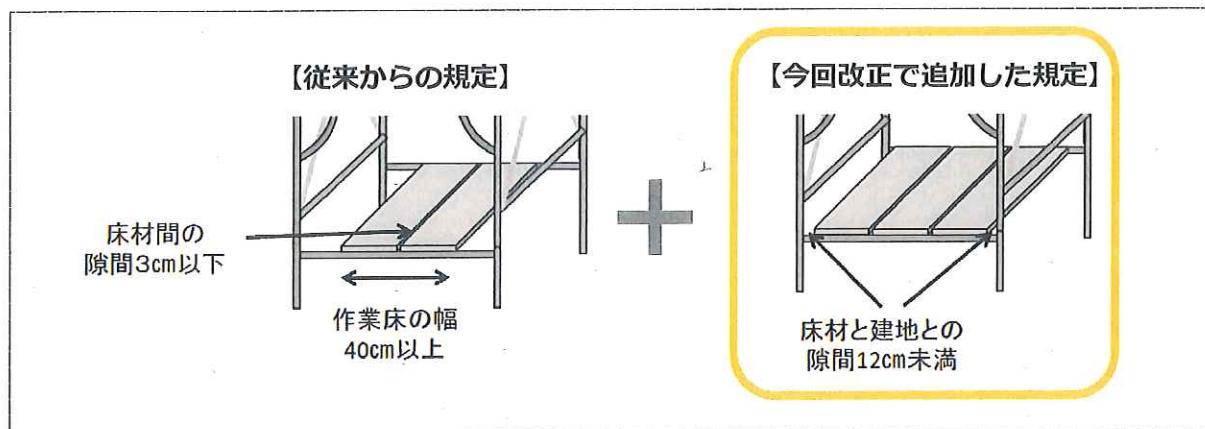
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中桟等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

(1) 床材と建地との隙間

足場での高さ 2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

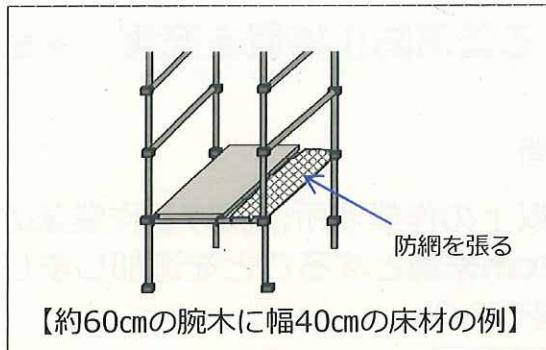
<留意点>

- ①床材が片側に寄ることで12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないよう固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

►この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
- ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合

上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



＜留意点＞

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

－経過措置－

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との繋結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

(2) 足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止**すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。**

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、

①交ざ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の桟もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の桟またはこれと同等以上の機能がある設備（中桟等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ)と作業構台でも必要です。

＜留意点＞

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるとときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、隨時点検してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

<留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

1 足場の組立図を作成しましょう

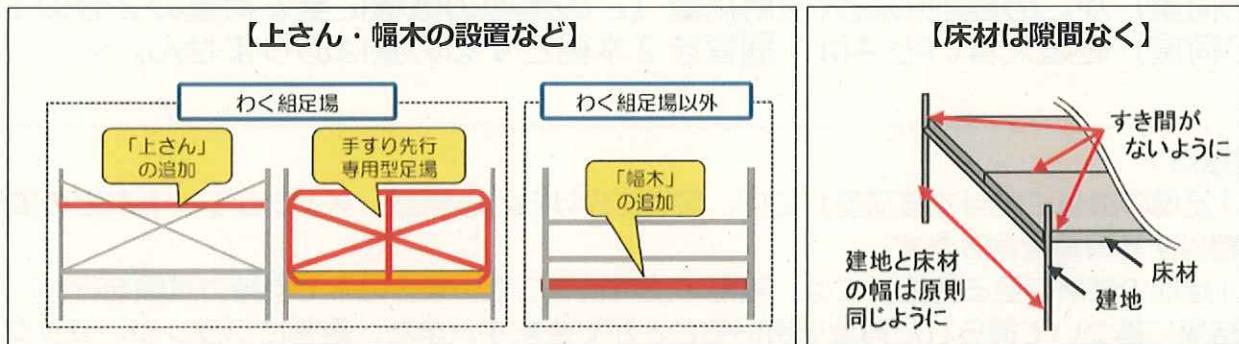
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実に行いましょう。

2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
- ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置
※なるべく背の高い幅木にしましょう。
 - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

足場からの墜落防止対策 強化

検索